

調査結果（抜粋）

1 団体について

(1) 回答団体の法人格

NPO法人；5団体 任意団体；16団体

(2) 回答団体の主な活動

活 動	団体数
a. 日本語教育（日本語教室など）	10
b. 生活支援（医療、DV、子どもなど）	6（うち a 再掲 2 団体）
c. 国際交流（外国語教室、交流事業など）	10（うち a 再掲 1 団体、b 再掲 2 団体）
合 計	26（再掲 5 団体）

2 団体からの意見（主なもの）

(1) 貴団体が日ごろの活動を通じて感じている、多文化共生を推進する上で問題となっていることや解決すべき課題についてご記入ください。

a. 日本語教育

- ☐ 活動場所の確保。
- ☐ 受講者の通学時間や交通費などの費用。
- ☐ 学習者は質素な生活をしており、地域住民との交流会の参加経費は自己負担で参加が少ない。（講師の交通費や学習者の負担の軽減のための助成金が必要と考える。）
- ☐ 地域との交流。
- ☐ 受講者と継続した関係の構築が困難。
- ☐ 学習者のニーズに細かく応えられない。
- ☐ 学習プログラムをきちんと作ってすすめる余裕がない。
- ☐ 必要な情報が外国人に届かない。

（例：子どもが学校以外で日本語をどこで学べるか、幼児はどうするか等）

b. 生活支援

- ☐ 生活情報について、配布のみでなく、HPやメルマガなどを利用し、いつでも、どこでも使用できる環境を作ることが必要。
- ☐ ボランティア団体への運営資金等の行政からのサポートが必要。

c. 国際交流

- ☐ 公的機関の援助。
- ☐ 英語以外の文化圏の人とも交流を図り、異文化理解を進めていくべき。

(2) 貴団体がその活動において、今後特に力を入れようと計画されていること（組織のメンバーの強化、新たな活動など）がありましたら、ご記入ください。

a. 日本語教育

- 区内の町内会、学区内の諸団体との関係を築く。
- ボランティア育成事業
- 子どもを対象にした教室の開催。
- 小学校入学前の子どもを対象にしたプレスクール事業。
- 地震・事故に遭った場合の避難方法などについて知らせたい。

b. 生活支援

- 多言語翻訳業務依頼への対応。
- 多言語資材（労働・健康保険制度）の製作。
- 母語及びイラストで示した（母子保健）啓発冊子作成。
- 問診票など他言語資材の活用促進。
- H I V検査行動の推進。

c. 国際交流

- 直接会って交流すること。
- 当会の活動のP Rに努める。

(3) 前問まででご記入いただいた課題の解消や新たな活動を進める上で、あったら良いと思う名古屋市の施策があればご記入ください。

a. 日本語教室

- 区役所などでチラシを置いてもらいたい。
- 役所の会議室、関係機関の設備の利用。
- ボランティア活動にかかる経費に対する助成金交付。
- 「NIC 子ども日本語教室」について学校内での開催。
- 「NIC 日本語の会」の学習テキストの改良。
- 教員への研修（新任以外も）。
- 支援員の確保（ネイティブにこだわらず日本語教師経験者も対象者とすべき）。

b. 生活支援

- 女性に関連するガイドブック多言語版。
- 労働・健康保険制度の理解・活用の促進。
- エイズガイドライン策定、予防啓発。
- 外国人生活サポーターのネットワーク。

c. 国際交流

- 文化・音楽活動に対する幅広い紹介と援助。
- 外国文化の紹介。
- 外国人との交流機会を増やして欲しい。

(4) 現在、他団体と協働・連携されていることがらはありますか。協働・連携している団体名と事業内容をご記入ください。

a. 日本語教室

- TNN（東海日本語ネットワーク）（案内）
- ホープ・インターナショナル開発機構（東日本大震災の復興支援活動）

b. 生活支援

- 女性会館（会館主催講座を企画・共催している）
- 中区役所（中区広報の外国の料理コーナーを担当している）
- 名古屋都市センター（九番団地における取組）
- FMC（フィリピン移住者センター）
- 移住労働者と連携する全国フォーラム女性プロジェクト（DV ホットライン、意見交換・交流等）
- 各地の国際交流団体（NIC、春日井、一宮、大府、港・南、みこころセンター、コレージオジャパン）
- 愛知県保険医協会、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、愛知県保険医協会、愛知県看護協会
- アジア学院（研修生に対する研修のお手伝い）

c. 国際交流

- なごや国際交流団体協議会（NP0 等団体間の交流）
- 特定非営利活動法人環境会議所

(5) 今後、どのような団体と協働・連携を進めていきたいと思われますか。あればご記入ください。

a. 日本語教室

- 区内の諸学校

b. 生活支援

- 行政の協力を得たい。
- 保健所をはじめとする行政機関との連携が必要。
- 県内で外国籍児童生徒に関わる分野で活躍している 20～30 代の方たちと、新たなネットワークを今年中に立ち上げる計画を進めている。
- 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会
- 医療機関や市街地の薬局・薬店、製薬会社
- 外国人労働者を直接的・間接的に雇用している企業

c. 国際交流

- 市高齢福祉課や国際交流課など（定期的な意見交換。フェア、まつりなど）
- 名古屋市から参加の案内、協力の要請があれば可能な限り協力する。

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するために

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年1月21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

〔協力団体〕

社団法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会

社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

- 1 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
- 2 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
- 3 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
- 4 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるように、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
- 5 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
- 6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。

資料 4 名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会設置規程

(設置)

第1条 「名古屋市多文化共生推進プラン」の策定について、学識経験者等から意見を聴くため、名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、以下のことについて検討を行う。

- (1) 多文化共生施策の現状、課題の把握に関すること
- (2) 多文化共生の方向性、あり方に関すること
- (3) その他名古屋市多文化共生推進プランの策定に必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、市長が委嘱する学識経験者等15名程度で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討委員会に座長及び副座長2名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、検討委員会の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

(招集等)

第6条 座長は、検討委員会を招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討委員会に外部の者を呼び、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 検討委員会には、専門の事項を検討するため、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会は、委員の一部をもって構成し、委員の指名及び運営に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市長室国際交流課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会で定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

資料5 名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会名簿

◎；座長、○；副座長（順不同・敬称略）

氏 名	職 名
◎ こんどう 近藤 あつし 敦	名城大学法学部教授
○ てらしま 寺島 ちあき 千秋	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室長
○ とよしま 豊島 ゆきひろ 行宏	（公財）名古屋国際センター事務局長
きのした 木下 たかお 貴雄	ワシントンホテル(株) 総務人事部
まつだ 松田 ようこ 曜子	特定非営利活動法人レスキューストックヤード事務局長
おざき 尾崎 あきと 明人	名古屋外国語大学外国語学部教授
まつもと 松本 かずこ 一子	愛知淑徳大学非常勤講師 特定非営利活動法人保見ヶ丘国際交流センター理事 特定非営利活動法人子どもの国理事
なかはぎ 中萩 え る ざ エルザ	在名古屋ブラジル総領事館ブラジル人民委員会 ディスケ・サウ ージプログラム医師
かぎや 鍵谷 さとる 智	法務省名古屋入国管理局長届出行政書士 外国人入管手続研究会前代表 複国籍P T副代表
かりうら 狩浦 まさよし 正義	共の会代表
ばーじ バージ いしはら 石原	フィリピン・マイグランツ・センター代表
ゆん 尹 てじん 大辰	特定非営利活動法人フレンド・アジア・ロード理事
どい 土井 よしひこ 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海代表理事
おかもと 岡本 しょうじ 昭二	港区多文化共生推進協議会会長
うすい 臼井 ひであき 秀明	中区栄東まちづくりの会副会長 栄東地域安全推進委員会会長
はまもと 浜本 としあき 寿明	みどり多文化共生ボラネット代表

資料6

名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会の開催経過

年 月	開催・実施事項	内 容
平成 23 年 6 月 17 日 (金)	第 1 回 検討委員会	○名古屋市の多文化共生施策について ○平成 22 年度外国人市民アンケートについて ○今後の進め方
7 月 22 日 (金)	第 1 小委員会 (第 1 回) 第 3 小委員会 (第 1 回)	○多文化共生に向けての課題について ○骨子 (案) 作成に向けた論点整理について
7 月 25 日 (月)	第 2 小委員会 (第 1 回)	○多文化共生に向けての課題について ○骨子 (案) 作成に向けた論点整理について
8 月 5 日 (金) ～ 8 月 17 日 (水)	団体アンケート 調査	・ 調査対象 40 団体 ※国際交流ハンドブック等より抽出 ・ 郵送配布、回収 ・ 21 団体より回答
8 月 30 日 (火)	第 1 小委員会 (第 2 回) 第 2 小委員会 (第 2 回)	○名古屋市多文化共生推進プラン骨子 (案) について ○名古屋市多文化共生推進プランの構成案について
9 月 5 日 (月)	第 3 小委員会 (第 2 回)	
11 月 18 日 (金)	第 3 小委員会 (第 3 回)	○名古屋市多文化共生推進プラン素案 (案) について ○多文化共生推進プラン策定に向けての今後の流れ
11 月 21 日 (月)	第 1 小委員会 (第 3 回)	
11 月 22 日 (火)	第 2 小委員会 (第 3 回)	
12 月 2 日 (金)	第 2 回 検討委員会	○名古屋市多文化共生推進プラン素案について
平成 24 年 1 月 10 日 (火) ～ 2 月 8 日 (水)	パブリック コメント	○提出意見数 95 件
3 月 16 日 (金)	第 3 回 検討委員会	○名古屋市多文化共生推進プランについて

資料 7 用語解説

■あ行

(公財)愛知県国際交流協会	諸外国との友好親善、相互理解を目指し、この地域の国際化、県民参加の国際交流の推進を図ることを目的として、昭和５９年（１９８４）年に設置された愛知県の外郭団体。
あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図ることを目的に、地方公共団体、支援団体（ＮＰＯ・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行う事業。平成２３（２０１１）年３月３１日で終了した。
医療受診サポートボランティア	外国人市民が医療機関を受診する際に、言語及び心理面でサポートするボランティア。
医療通訳	外国人市民が安心して医療等を受けられるよう、医療について、一定レベル以上の知識やスキルをもった通訳。
NPO	民間非営利団体であり、公益的な活動をしている団体のこと。

■か行

外国公館	外国政府が日本に開設する大使館（首都に開設）や総領事館等のこと。
外国人学校	外国籍の子どもが教育を受ける場所として、子どもたちの母語・母国語により授業をおこなっている学校。
外国人登録	外国人登録法に基づいて、連続９０日を超えて滞在しようとする外国人が住所等に関する届出をするもの。外国人には一部例外を除いて登録の義務および外国人登録証を携帯する義務がある。 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成２１（２００９）年７月に成立したため、平成２４（２０１２）年７月に新たな在留管理制度に移行し、外国人登録制度は廃止されることとなった。
外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章	資料編４５～４６ページ参照
キーパーソン	プランにおけるキーパーソンとは、コミュニティ間や行政との橋渡し役となるなど、多文化共生のまちづくりの鍵となる人物のこと。
国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。日本は昭和５４（１９７９）年に加入した。

■さ行

災害語学ボランティア	名古屋国際センターに登録されている、地震などの大規模な災害時に、日本語が不十分なため必要な情報を得ることが困難な外国人被災者のために通訳・翻訳活動をするボランティア。
災害時多言語情報作成ツール	自治体等による外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として（財）自治体国際化協会が作成した。6つの言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）に対応している。この中には、①災害時において避難所等で掲示による文字情報の提供が可能な「多言語表示シート作成ツール」、②携帯 Web サイトに、災害時の被害情報、生活情報、余震情報等を簡易に掲載することが可能な「携帯電話用多言語情報作成ツール」、③音声メディアを通じて、災害用の告知や被災者への注意等を行うための「多言語音声情報作成ツール」の3つのツールが用意されている。
災害ボランティア	災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や関係機関等が行う応急対策を支援するボランティア。
市政ガイダンス	市職員が通訳を伴って、外国人が集住する地域などに赴き、市政に関する説明や情報提供を実施する事業。
（財）自治体国際化協会	自治体の海外における諸活動の支援、諸外国の地方自治に関する調査研究、国内の多文化共生社会推進に向けた取り組みなど、「地域の国際化」のために幅広い役割を担っている。昭和63（1988）年7月に国の外郭団体として設立された。
児童の権利に関する条約	18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について説明し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。日本は平成6（1994）年に加入した。
初期日本語集中教室	小中学校に在籍している日本語を理解できない児童生徒が、日常生活で使う日本語を短期間で習得することができる教室。
人種差別撤廃条約	人種、肌の色、民族のちがいなどあらゆる差別を禁じており、差別のない国際社会を築くための実質的な措置の実現を締約国に求める国際条約である。日本は平成7（1995）年に加入した。

■た行

助け合いの仕組みづくり	地域住民が主体となり、災害時における住民相互間の「助け合い」を明確にし、名簿や個別支援計画などを作成し、実効性の確保のための訓練や取り組み維持などの諸活動を継続的に実施することにより、地域の防災力と福祉の向上を図るもの。
中期戦略ビジョン	名古屋市基本構想のもと、長期的な展望を持ちつつ新しい時代の流れに対応した市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画として、おおむね10年先の将来を見据えつつ、平成24（2012）年度までを計画期間として策定されたもの。
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人等からの暴力（精神的・性的・経済的暴力なども含む）を言う。
トリオフォン（3者通話）システム	区役所・保健所等で言葉の通じない外国人に対応するため、3者通話ができる電話機による通訳サービス

■な行

名古屋国際センター	地域の国際化を推進することを目的に、昭和 59(1984)年、名古屋市の公の施設として設置された。名古屋国際センターにおいては、その目的を達成するため、地域の国際化推進のための情報提供・相談事業、講座及び研修の実施、地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進、施設の供用、その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業が行われている。
(公財)名古屋国際センター	公の施設である名古屋国際センターの管理運営を行う指定管理者。公益財団法人名古屋国際センター(平成23(2011)年4月1日に財団法人から公益財団法人に移行)は、指定管理者制度が始まった平成18(2006)年4月から指定管理者となり、現在は第2期目(平成22(2010)年4月1日から平成26(2014)年3月31日までの4年間)の指定管理を行っている。
名古屋市基本構想	昭和52(1977)年12月に市議会の議決を経て定められた。市政運営の最も基本的な方針を定めたものであり、市の諸計画の上位構想としての役割を果たすもの。
名古屋新世紀計画 2010	名古屋市基本構想の理念を踏まえ、長期的な見通しのもとに総合的かつ長期的な市政運営を進めるための名古屋市の行政運営の指針として、平成12(2000)年度から平成22(2010)年度までの11年間を計画期間として策定された総合計画。
名古屋生活ガイド	外国人が日常生活の中で不便や困難を感じないよう、住居、教育、交通、各種インフォメーション窓口など、生活の様々な分野にわたり日常生活に役立つ情報を掲載したガイドブック。英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ベトナム語の7言語で、日本語が併記されている。
名古屋大都市圏	経済、社会、文化など、広範な分野で緊密な関係を持つなど、一体的な地域としてとらえられる広域的な圏域であり、名古屋市を中心に、愛知・岐阜・三重県下にまたがるおおよそ半径40～50kmの範囲。
日本語教育相談センター	日本語指導を必要とする外国籍児童生徒の小中学校への受け入れを円滑にすすめるとともに、学校生活への早期適応を図るために名古屋市が設置している。学校教育に係る教育相談の他、学校の要請に応じて、学校が発行する保護者あて文書等の翻訳や通訳派遣などを行っている。
日本語教育適応学級担当教員	日本語指導を必要とする児童生徒が10人以上在籍する小中学校に、県より配置。
日本語指導講師	日本語指導を必要とする児童生徒が10人未満の小中学校に、市が独自に配置。
日本語通級指導教室	日常生活で使う日本語を習得できていても、授業の中で使われる言葉が分からず、学習につまづいている児童生徒が、教科学習に必要な言葉を習得することができる教室。

■は行

ファシリテーター	住民参加型のまちづくり会議やワークショップなどにおいて、議論に対して中立な立場でスムーズに調整しながら合意形成や深い議論がなされるよう調整する役割を持つ者。
母語学習協力員	日本語指導が必要な児童生徒に対して、母語を介した日本語指導の補助や適応指導等を行っている。

■ま行

メールマガジン	電子メールを利用して、発行者が読者に対して定期的にメールで情報を届けるシステム。
マッチング	ブランで言うマッチングとは、外国人市民のニーズと医療通訳等の人的資源についての提案が合っていること。

■わ行

やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。
ユニバーサルデザイン	すべての人が利用しやすいように配慮された普遍的なデザイン。さまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したデザインをしていこうとする考え方。